# 平成27年塩尻市議会12月定例会福祉教育委員会会議録

**〇日 時** 平成27年12月16日(水) 午前10時

〇場 所 全員協議会室

#### ○審査事項

議案第 5号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

議案第 6号 塩尻市児童館条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻市楢川地区文化施設条例の一部を改正する条例

議案第 8号 塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 9号 塩尻市保育所等利用調整会議条例

議案第15号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第16号 大門三番町・四番町介護予防交流施設の指定管理者の指定について

議案第18号 財産の無償譲渡について

議案第20号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目 市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金 事務費を除く)、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費及び3目保健対策費、5款 労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第21号 平成27年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計補正予算(第2号)

陳情12月第1号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情

#### ○出席委員

委員長 西條 富雄 君 副委員長 小澤 彰一 君 委員 金田 興一 君 委員 篠原 敏宏 君 委員 恵子君 委員 寿子 君 山口 丸山

#### ○欠席委員

なし

\_\_\_\_\_\_

## ○説明のため出席した理事者・職員

省略

# ○説明のため出席した参考人

陳情説明員 長野県医療労働組合連合会 田中 俊明 君

## ○議会事務局職員

庶務係主事 高津 彬 君

午前9時59分 開会

**○委員長** それでは、30秒前ですがほぼ定刻になりますので、ただいまから平成27年12月定例会福祉教育委員会を開会します。

審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いします。

# 理事者挨拶

**○副市長** おはようございます。お忙しい中、委員会を開催いただきましてありがとうございます。お手元に差し上げてございますとおり提案をいたしております案件につきまして、よろしく御審査をしていただきますようお願いを申し上げて御挨拶とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。この際申し上げます。審査に関する御発言は録音しておりますので、委員、職員ともに全てマイクを使用していただきますように御協力をお願いいたします。また、議案の審査に関係する職員の出席といたしますので、随時退席を認めます。

次に、本日の日程を副委員長から報告します。

○副委員長 おはようございます。きょうの審査の日程を申し上げたいと思います。これから、直ちに審査に入りまして、終了後、協議会を開き、その終了後に視察を計画しておりますので、よろしくお願いいたします。審査終了時に、おおむね14時30分を予定していますが、時間を御連絡いたしますので、庁舎正面口に御集合ください。楢川歴史民俗資料館、木曽漆器館、時間があれば旧贄川小学校の建物、現在は信州リハビリテーション専門学校となっていますが、その順に視察を計画しています。終了後は、5時45分から中信会館で懇親会を予定していますのでよろしくお願いします。以上です。

**○委員長** ありがとうございます。続きまして、財政課長からお願いします。

○財政課長 それでは、議案につきまして、冒頭一言おわびを申し上げます。議案に誤りがございまして、正誤表をあらかじめお配りをさせていただきました。後ほど御審議をいただきます議案第20号の一般会計補正予算に関係いたしまして、地方債補正の中で、補正した後の額を記載すべきところをですね、補正によります増減額を記載してしまったという誤りでございます。正誤表の左側が正しい金額でございますので、大変申しわけございませんでした。今後気をつけてまいりますので、訂正後の予算案につきまして御審議くださりますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

**○委員長** ありがとうございます。それでは、早速審査に入ります。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

#### 議案第5号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第5号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

**○生涯学習スポーツ課長** よろしくお願いをいたします。議案関係資料の37ページで御説明をさせていただきます。お願いをいたします。議案第5号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例、提案理由でございますけども、現塩尻勤労者体育センターを平成28年4月から体育施設として管理をするものでございまして、塩尻市広丘体育館を設置することに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要でございます。塩尻市広丘体育館の名称、位置及び使用料を定めるものでございます。

3番、条例の新旧対照表につきましては、後で説明をさせていただきます。

4つ、条例の施行等、平成28年4月1日から施行するものでございます。参考といたしまして、下にはございますけども、塩尻市広丘体育館の概要ということで、位置がそちらにございます。塩尻市大字広丘原新田291番地の1。面積でございますけども、776.1平米。主要施設につきましては、アリーナと事務室となっております。ちなみに、建築年は昭和53年に建築をされておりまして、平成26年に耐震改修をしてございます。

それでは、次ページ38ページをごらんいただきたいと思います。第2条、名称及び位置でございますけども、 ここの2番目、下のところに塩尻市広丘体育館として名称を加えまして、位置といたしましては、先ほどのとおり原新田291番地を加えるものでございます。

それから、その2つ下、第6条でございますけども、使用料でございます。現行は別表の第1から9までございますけども、まず初めに現行の別表第4と5がその39ページのほうに改正としてありますけども、第2条に施設の名称が記述はされてるわけでございますけども、この記述の順番と、現行の別表第4、5の順番が逆になっておりましたので、この改正に伴いまして整合させるということで、4と5を入れかえたということでございます。

それから、39ページの一番下、別表第9でございますけども、現行は、各施設の年間使用料というものを別表第9で規定をしてますけども、別表第9といたしまして、このたび新たに加えました広丘体育館の使用料を加えまして、年間の使用料の別表第9を第10というふうにしてございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。40ページでございます。広丘体育館の使用料を規定をしてございます。区分と使用料につきましては、現在の市立体育館の区分、それから使用料に合わせた形で使用料の規定を作成をしてございます。使用料につきましては詳細な説明は避けさせていただきますけども、広丘体育館のアリーナ部分が現在の市立体育館のほぼ半分の面積でございます。現在の市立体育館が、バスケットが2面取れますけども、広丘体育館につきましてはバスケットが1面ということで、約半分の面積の利用ができるということで、市立体育館の本館の2分の1に使用料を設定をさせていただいてございます。使用時間につきましては8時半から9時半ということで、現在の体育センターと同じ時間でございますし、休館日等につきましても年末年始、12月28日から1月3日ということで、市立体育館のほうと合わせてさせていただいております。今後の管理につきましては、ほかの体育施設同様、公共施設の予約システムにおきまして予約が可能という形で進めさせていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

- **〇委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありますでしょうか。
- **〇丸山寿子委員** 済みません、確認でお聞きしたいんですけれども、ここの施設は、災害時には避難所と言いますか、そういったことの対応ってどうなってたでしょうか。該当はしなかったですか。
- ○生涯学習スポーツ課長 済みません、確認をさせていただきます。

- ○委員長 お願いします。ほかにはよろしいでしょうか。
- **〇山口恵子委員** 体育館を使用する面でお聞きしたいんですけれど、今までの勤青ホームのときの使用と、新しく名前が変わってからの使用では、特に利便性の面で変わった点は予約システムができるようになったっていうことで、それ以外には何か変わった面ってございますか。
- **○生涯学習スポーツ課長** 特に変わった面はございませんけども、利用に当たりましては、職員等を常駐をして 鍵の開け閉めですとか、そういうことをするということになりますと費用的にもかかりますので、今考えている のはキーボックスを、ほかの体育施設もそうですけども、キーボックスを置きまして、その中で開け閉めについ ては管理をしていきたいということで考えておりますので、利用者にとっては予約のほうも特に問題ございませ んし、利用についても今と形態的には変わらなく利用できるというふうに思っております。

それから、先ほどの丸山委員さんの避難施設ということにつきましては、現在そういう形になっているという ことでございますので、申しわけございません。

- 〇山口恵子委員 確認ですけれども、今、市内公共施設とか体育館にAEDが設置されてると思いますが、そこの場所は設置されてますか。お聞きします。
- ○生涯学習スポーツ課長 はい。設置されております。
- ○委員長 設置されております。はい。ほかにはよろしいでしょうか。

ないようですので、議案第5号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第5号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致を もって可決すべきものと決しました。次に進みます。

#### 議案第6号 塩尻市児童館条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第6号塩尻市児童館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。 ○こども課長 それでは、議案第6号塩尻市児童館条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。議案 関係資料は42ページをお願いいたします。改正の理由それから概要につきましては、現在、吉田原保育園と併 設をしまして吉田児童館分館を新築しております。その移転に伴いまして住所を改めるものでございます。

新しい住所につきましては、43ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思いますけれども、現行が塩尻 市大字広丘吉田2901番地の1、これが現在の吉田原保育園と同じ塩尻市広丘吉田3037番地とするもので ございます。

条例の施行日につきましては、平成28年4月1日からとなっております。

参考までに吉田児童館分館の概要でございますけれども、位置につきましては、ただいま御説明させていただいたとおりでございます。面積については426.28平米、それから遊戯室、図書館、図書室、集会室等の施設を備えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇委員長** 課長、ありがとうございました。どなたか質問ありますでしょうか。ありがとうございます。
- 〇山口恵子委員 児童館、本館と分館が2つ吉田地域にあると思いますが、その職員の配置基準っていうのは同

じなのかどうか、その辺、どのようにお考えになっているのかお聞きします。

- **○こども課長** 職員の配置についてでございますけれども、今、大体想定として人数はなから同じくらいで分けたいというふうに思っておりますので、職員についても双方同等数の職員を配置する予定でございます。
- ○委員長 よろしいでしょうか。ほかにはよろしいですか。
- **〇山口恵子委員** 現在の吉田地区には児童クラブがありますけれども、その児童クラブの名称はどのような形になっているかちょっとお聞きします。
- **○こども課長** 現在の児童クラブにつきましては、本館につきましてが吉田第一児童クラブ、それから、分館につきましては吉田第二児童クラブというふうになっております。今回、分館が移転するに伴いまして、保護者の方等からちょっとアンケートなんかもとらせていただいた部分もありまして、東と西っていう区分がわかりやすいっていうようなことで御意見等もありましたので、現在考えているところにつきましては、本館につきましては吉田東児童クラブ、それから、分館につきましては吉田西児童クラブというふうに考えております。
- **〇委員長** よろしいでしょうか。
- **〇山口恵子委員** 済みません、ネーミングの問題なんですけれど、児童クラブが東と西という名前で、地域の方からそういった名前で使われるとなると、児童館のほうもそれにあわせて西と東っていうふうにやっていただいたほうが地域の方や利用者にとってはわかりやすいのかなというふうに思いますけれども、その点はどうでしょうか。
- **○こども課長** ネーミングにつきましては、一応、今までもですね、本館、分館ということで非常に地域として なれ親しんだ名称であるということと、それが今、本館は本館のままで残りますので、分館が移行したということで、地域の方々にもその辺ははっきりわかりやすいんじゃないかというふうに考えております。児童クラブの 名称につきましては、そこを使ってらっしゃる、実際使う方が事業として、児童館の事業として行うものでございますので、東、西ということで通常使わせていただけるといいかなというふうに考えております。
- **〇山口恵子委員** 内容はわかりましたけれども、地元の方とか利用する方からすると、ちょっと混乱をしちゃってわかりづらいっていう御意見もいただいていますので、また検討をお願いしたいと思います。要望です。
- ○委員長 要望で。ほかにはよろしいですか。
- **〇丸山寿子委員** 前にもお願いはしたんですけれども、保育園の中の同じ階の中にできるわけですよね。年齢、 セキュリティはっていうこともお話はお聞きはしてあります。異年齢なので事故等ないようにということで意見 をさせていただいたんですが、説明会等で、そういったことの心配とか、何か地域のほうからは出てないか、そ の辺どうだったかお聞きしたいんですけれど。
- **○こども課長** 地域の方から、要は防犯上とかそういった御心配の声ということでよろしいでしょうか。特にそういう御意見というのはいただいておりません。
- **〇丸山寿子委員** いい交流ができれば非常にいい効果があると思いますので、異年齢の事故等ないようにってい うことだけお願いをしまして、以上で終わります。
- ○委員長 要望で。ほかにはよろしいでしょうか。

ないようですので、議案第6号塩尻市児童館条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認める ことに御異議ありませんか。

## [「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第6号塩尻市児童館条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

# 議案第7号 塩尻市楢川地区文化施設条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第7号塩尻市楢川地区文化施設条例の一部を改正する条例につきまして議題といたします。説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長 議案関係資料の44ページをお願いいたします。議案第7号塩尻市楢川地区文化施設条例の一部を改正する条例。提案理由、楢川歴史民俗資料館を廃止することに伴い、必要な改正をするものです。

概要につきましては、楢川歴史民俗資料館にかかわる規定を削るものでございます。

条例の新旧対照表については、後で説明をさせていただきます。

条例の施行等につきましては、28年4月1日から施行をさせていただきます。

楢川歴史民俗資料館につきましては、9月11日の福祉教育委員会協議会におきまして経過説明、経過報告をさせていただく中で、施設につきまして今年度をもって管理運営を終了させていただき、施設及び収蔵品につきましては奈良井区へ無償譲渡することを報告をさせていただきました。その折に、12月の議会におきまして条例改正及び無償譲渡についてお諮りすると御説明をさせていただいたものですから、このたび条例改正をさせていただくものでございます。

45ページをごらんいただきたいと思います。第2条設置でございますけども、こちらの名称、位置につきまして、楢川歴史民俗資料館にかかわるものを削除させていただくものでございます。

それから、その下に別表第3条関係というふうにございますけども、次ページ、46ページをごらんいただきたいと思います。一番最下段になりますけども、左側に中村邸、贄川関所、木曽漆器館共通とありますけども、共通券のことについての記述でございます。4館分が3館になります。現在の割引率が25%ということでございますので、それと同等という形にさせていただきますと、675円というふうになりますけども、今回の改正は610円とさせていただきたいと思っていますが、これは、博物館条例がございますけども、そちらの3館の共通券として、平出博物館、自然博物館、短歌館、こちらの3館の共通券が現行610円ということで規定をされておりますので、こちらに合わせまして610円ということで設定をさせていただいたものでございます。以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございました。それでは、何か皆様より御質問ありますでしょうか。

○丸山寿子委員 今回、市のほうから楢川歴史民俗資料館を外して、そのほかのところで共通っていうところは今までどおり共通でなんですけれども、この資料館、市から離れるところですけど、ここについては有料で入るのか無料にするのかというような点は、市のほうとしては聞いているのかどうか、ちょっと教えていただきたいんですが。

**〇生涯学習スポーツ課長** 地元のほうで、こちらに篠原委員さんもいらっしゃるわけでございますけども、今現在、来年度以降どのような形で運営をしてくのかということで、先だっても地元のほうで会議等を開いて検討されているということでお聞きをしております。その中で、来年、試行的っていいますか、一応開館をして進めて

こうということのようでございますけども、有料、無料等につきましては現在のところ検討中ということで、具体的なところはまだ私どものほうでは伺っておりません。以上です。

- ○委員長 よろしいですか。ほかにはよろしいですか。
- ○副委員長 現在、受付だとか管理をされてる方は、身分は嘱託という形になるんでしょうか。
- ○生涯学習スポーツ課長 現在、臨時職員という形でお願いをしております。
- **○副委員長** そうすると、その譲渡後に、その身分についてはどうなるんでしょうか。
- ○委員長 譲渡後は。
- ○生涯学習スポーツ課長 歴史民俗資料館につきましては廃止になりますので、そちらの方については、3月3 1日をもって臨時職員については歴史民俗資料館のお勤めはなくなるということでございます。
- **○委員長** いいですか。ほかにはよろしいですか。
- ○篠原敏宏委員 今、課長さんのほうから、私の区のほうですね、かかっているとそういう話がありましたので、 話としては、立場上いろいろやりにくいのも実はあって、その上でちょっと2つくらいお聞きしたいと思います。

1つはですね、市と区長とのやりとりの中で、こちらから例えば4月1日以降の運営に関して何か条件がつくとかってそういうやりとりやら、それはないということでよろしいですか。つまり、先ほど丸山委員のほうから有料か無料かというようなことがありましたけども、4月1日以降ですね、観光の観点やら、いろいろ運営上の問題やらいろいろあるんですが、そういう中で、市から条件として引き継ぐっていうようなそういうやりとりだとか、区長さんとの約束だとか。ただ、そんなような部分がもしあればですね、私が全て承知しているわけではないという前提でお聞きをしたいと思います。

- ○生涯学習スポーツ課長 特に私どものほうで無償譲渡をするに当たっての条件っていうものはございません。○委員長 ほかに。
- ○篠原敏宏委員 あともう1点、お願いします。これは、市のですね、公共施設等総合管理計画。その前にファシリティマネジメントという言葉でやってきた考え方やら作業、これがありました。これの中に、今回の廃止っていう流れ、これは全て原則的に当てはまるというふうに考えてよろしいでしょうか。
- **○生涯学習スポーツ課長** はい。そのとおりだと思います。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○篠原敏宏委員 わかりました。この管理計画、示していただいたですね、まだ案っていう部分なんですが、その中にあります18ページっていうところにですね、施設利権ごとの管理に関する基本的な方針というものがありまして、その中に博物館等というものも記載がございます。地域特性と施設機能の連携、融合、施設間の役割分担等の見直しにより、歴史文化の保存と活用による効果的な施設運営を行いますと。意味が、これも漠としてよくわからないっていう、よく読んでも、そういうことなんですが、これに当てはまっているということでよろしいですよね。
- **〇生涯学習スポーツ課長** ちょっと私、手元にですね、その方針ないもんですから申しわけないんですが、市としての全体的なトータル的な考え方を多分記述をしてあって、委員おっしゃるように歴史的、文化的財産、これは当然守っていかなきゃいけないっていうことは基本にあると思います。そういった中も踏まえて、今回の歴史 民俗資料館の廃止ということになりますけども、それにつきましては地元の皆さんと今までも協議をさせていた

だいて、今後の活用等も含めて協議をさせていただいて廃止という形になりまして、その中で地元でそれを引き継いで保存していくということのお話をいただいておりますので、そんなところで整合を図れたというふうに思っております。

○篠原敏宏委員 わかりました。わかってるつもりで、また若干確認のためにお伺いしますが、要はね、博物館 だとかですね、文化施設、こういったものっていうのはコスト的に合わない。もともとそういう宿命があるのか、 あるいは、塩尻市の施設がたまたまそうなのかあれなんですが、コストがあってですね、どんどんお客さんが入 って収益が生まれて施設の更新もどんどんできてくっていうことだったらいいと思うんですが、必ずしもそうで はない。文化っていうものは、そもそもすべからくそういうあれを持ってますよね。そういうことの中で、市に は九つ、十くらいの文化施設って言いますか、博物館等があります。こういったものがですね、この施設管理計 画、あるいはファシリティマネジメント、あるいはこの間も一般質問っていうか、あそこで代表者質問のとこで 聞かしていただきましたが、市としての大方針の中で人口減少だとかですね、将来の財政見通しを踏まえた中で、 40年間に7%縮減をしてくっていう大方針、これは総論ではいいっていう話を私もしました。中で、一方でね、 文化施設やこういった博物館や、こういった明らかに勘定が合わない、運営がお金的には難しいっていうことが 想定されるものについて、ファシリティマネジメントっていう名前でもってですね、一律に切っていってしまう。 そういう流れの上に今この条例案があるとすると、これはちょっとゆゆしき問題だと思って私は今確認して聞か せていただいております。そういうことの中では、そうではないと。もっと大局的な見地だとかですね、むしろ 私は、この施設に関する楢川村時代からの実態やらですね、課題は承知してるつもりでありますので、今回こう いう形になるっていうのは淡々と受け止めなければならないと思っております。あるいは、それを区が受け継い でやってくってことに関してね、あとどこまで何ができるかと、これも未知数で、区の役員会の中でもこれは確 たるあれができてませんので、そういうことの中で不安があるわけでありますが、市の方針としてね、副市長さ んに1つだけ、それは立場上、教育長さんなのか副市長さんなのかあれなんですが、どんどん閉じていく作業を これからやる。市長さんは、勇気をもって英断をもって地域に話をしたり利用者に話をしなきゃいけない、そう いう場面がこれから出てくるということを、この間、総括説明の中でされました。この中で、文化施設や博物館 っていうのが、ただ財政的な縮減の対象であり、さすれば、担当者は淡々とその作業を進めてくっていうふうに 私は思います。そういう流れではないと。1つ1つ個別計画をしっかりやっていただくっていうことでよろしい でしょうねってことだけ、1つお伺いしたいと思います。長くなって済みません。

○委員長 市の全体ですので、副市長お願いします。

**○副市長** ファシリティマネジメントの観点でまず原則があるわけでございますんで、できるだけその方針に沿ってですね、必要のないものという言い方は非常にあれですけども、そういう意味では縮減目標をですね、クリアしていくように。これは、私ども全体の行政の流れとして、それは確認をしていかなくちゃいけないというふうに思っております。

ただ、文化施設とかですね、あるいはこの一部の福祉施設もそうですけれども、できるだけ民間とか地元の中でですね、特にその楢川の文化施設というのは地元の思いが非常に強くてですね、40年間も営々としてやってきたということでございますんで、地元できちっと管理ができるものであればですね、地元にお譲りをしてそういう方向で管理をしていただくというのが、私どもはといいますか、順当なやり方ではなかろうかというふうに

思っております。何も財政的に厳しいから全部の施設を切っていくよということではなくてですね、それは、そういうところの管理として、市がやっていくのがふさわしいのか、あるいは違う団体がやるのがふさわしいのか、その背景をしっかりつかんだ上でですね、今回こういうことをさせていただきましたんで、それは個別計画の中で一つ一つ確認をしながらやっていくと、こういうことでございます。

- ○委員長ありがとうございます。よろしいですか。
- ○篠原敏宏委員 ありがとうございます。ちょっと最後もう1回。済みません、この施設に関して、区がこれからどういうふうにやってくかっていう具体的な部分っていうのは、まだ曖昧とした部分が正直言ってございます。そういうことの中で、観光的な観点やらですね、奈良井宿の保存の観点、お客様に対するサービスやですね、地域としてのいろんなそういう観点で、これから市に対してこれに関して相談事があるかもしれませんが、そのときにはぜひ、もう見放して4月1日からは関係ないよって、そういうことではない対応をぜひお願いをしたいと思います。課長、そういうことでよろしいですか。
- ○委員長 要望。課長、お願いします。
- **〇生涯学習スポーツ課長** はい。そのことについては当然のことだと思っておりますんで、ぜひ相談等ございましたら、ぜひお願いしたいと思っております。
- ○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

[「なし」の声あり]

○**委員長** ないようですので、議案 7 号塩尻市楢川地区文化施設条例の一部を改正する条例につきましては、原 案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第7号塩尻市楢川地区文化施設条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

#### 議案第8号 塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第8号塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを 議題といたします。説明を求めます。

**○こども課長** それでは次に、議案第8号塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。議案関係資料につきましては、47ページからお願いいたします。

提案の理由それから概要についてですが、この条例は、保育園に入園する場合、その必要とする要件、例えば 就労でありますとか、妊娠、出産でありますとか、そういった要件について定めている条例でございますが、そ の中で、職業能力開発法という法律に規定します公共職業能力開発施設で行う職業訓練というのが1つの要件と して示されてございます。このたび、その職業能力開発促進法の中に、職務経歴等記録書、これはジョブカード というものらしいですけれども、こういったものの普及促進ということで規定を盛り込んでおります。要は、職業能力開発法のほうで1つ規定がふえておるもの1条加わるということでございます。これが、平成28年の4月1日から施行されるということになっております。そこで、そこから公共職業能力開発施設で行う職業訓練という条項が、第15条の6条3項から7項の3項にずれることになるため、この条例がそこから引用をしてきて

いるものでございますので、改正を行うものでございます。

条例の施行日につきましては、平成28年4月1日ということでございます。説明については以上でございま す。よろしくお願いいたします。

- ○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありませんか。お願いします。
- ○金田興一委員 1つ、現行で結構ですけれども、この保育の必要性の認定基準を受けている方は、現在おられるのか。何人くらいおられるのか。
- ○委員長 認定の人数ですね。答弁を求めます。
- **〇こども応援係長** 済みません、私のほうから申し上げます。保育の認定につきましては、保育園に入所している方、全員が認定を受けておりますので、12月現在で1,685名の方が認定を受けて、その方が必ずこのどこかに該当しているっていうことになります。
- **〇委員長** ありがとうございます。よろしいですか。金田委員ですね、失礼しました。

ほかにはよろしいでしょうか。ないですかね。よろしいでしょうか。

それでは、自由討議を行います。何かございますか。

[「なし」の声あり]

**○委員長** それでは、討論を行います。ありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 失礼しました。ないようですので、議案第8号塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第8号塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

# 議案第9号 塩尻市保育所等利用調整会議条例

- ○委員長 議案第9号塩尻市保育所等利用調整会議条例についてを議題といたします。説明を求めます。
- **○こども課長** 次に、議案第9号塩尻市保育所等利用調整会議条例についてお願いいたします。議案関係資料は、49ページになります。

提案理由及び概要でございますが、これにつきましては、現在、塩尻市保育所入所選考会議という同等の入所 選考機関が塩尻市保育所における保育に関する条例第3条に規定されております。しかし、今回、子ども・子育 て支援新制度に基づきまして、今までは公立保育園だけの入所選考会議をしておればよかったのですが、それに 加えまして、新たに認定こども園部分の保育所部分、それから家庭的保育事業といった事業を含めました利用調 整を図る必要が出てきております。そこで、議案関係資料の51ページにもありますけれども、現行の塩尻市保 育所における保育に関する条例からこの選考会議の部分を切り離しまして、新たに条例を制定するものでござい ます。

また、それに伴いまして、新旧対照表51ページになりますけれども、塩尻市特別職の職員等の給与に関する

- 条例中、保育所の入所選考会議の委員とあるものを、保育所等利用調整会議の委員と改めるものでございます。 施行日につきましては、交付の日からとなっております。説明については以上でございます。よろしくお願い いたします。
- ○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありますか。
- **〇山口恵子委員** この先ほど改正案のところで、保育所等利用調整会議ということで新たなメンバーというか、 加わるのか、その等の部分をもうちょっと詳しくお願いします。
- **○こども課長** 今までは、保育所ということで公立の保育園のみを対象としておりました。そこがですね、新たに例えば認定こども園の保育園部分でありますとか、家庭的保育、そういった部分の調整も行うということで、保育所から保育所等というふうに変えさせていただきました。等の部分については、その部分でございます。それから、この会議の委員につきましては、現行もこの会議がありますので、委任期間中はそのまま任期を引き継いで会議のほうに出ていただくということになっております。
- ○委員長 ありがとうございます。
- 〇山口恵子委員 市内では無認可の保育園でしたっけね、ありますので、そういったところも対象になるのかど うかお聞きします。
- **○こども課長** ただいまの無認可の保育園等につきましては、それぞれの該当する施設のほうで入園の調整をしていただくということになっております。
- ○委員長 よろしいでしょうか。
- ○丸山寿子委員 済みません、家庭的保育の部分をもう少し詳しく教えてください。
- ○委員長 答弁を求めます。
- **○こども課長** 済みません。家庭的保育についてでございますけれども、これは、いわゆる保育ママと言われる ものでございます。対象につきましては、施設の原則20人より少ない少人数の単位ということで、家庭的保育 につきましては、定員5人以下を家庭的な雰囲気の中でお預かりをして、きめ細かな保育を行っていくというこ とでございます。
- ○丸山寿子委員 大都市の待機児童が多いところでよく聞くことですが、当市では該当することっていうのは今まで、ちょっと私はあまり聞いたことないんですけど、どうなんでしょうか。
- **○こども課長** ただいま委員さんがおっしゃるとおり、基本的には、保育施設を新設する場所がない都市部とかを想定してということでございますので、本市につきましては、現在のところ、この家庭的保育というものはございません。
- ○丸山寿子委員 それから、この委員ですけれども、現在の委員はどういった方がなっていて、この改正でメンバーがかわるのか、また、例えば認定こども園の保育の部分ってことで、そちらのほうの関係の方が入るのかとか、その辺について教えてください。
- ○こども課長 こちらにつきましては、委員は一応12人以内ということになっておりまして、現在のところ1 1人、委員の方がいらっしゃいます。その内訳につきましては、各地区の主任児童委員さん、それから市の家庭 児童相談員、それから市の福祉事務所の職員ということで、現在11名になっております。先ほども申し上げま したが、今現在ですね、利用調整会議ということで委員をお願いしております方が11名おりますので、その名

前については読みかえをさせていただきまして、引き続きお願いをするということで考えております。

- ○丸山寿子委員 はい。わかりました。
- ○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。いいですかね。

それでは、自由討議を行います。何かございますか。何かあるかい。ないですか。

ないようですので、それでは討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○**委員長** ないようですので、議案第9号塩尻市保育所等利用調整会議条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第9号塩尻市保育所等利用調整会議条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

# 議案第15号 人権擁護委員の候補者の推薦について

- ○委員長 議案第15号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。
- **○こども教育部長** それでは、63ページをお願いいたします。人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

提案理由につきましては、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により 議会の意見を求めるもので、この後に法務大臣に推薦するものでございます。

概要でございますが、委員10人のうち、荻村昭夫及び小林夕香氏の2人が平成28年3月31日に任期満了となることに伴いまして、小林夕香氏は再任、荻村昭夫氏にかわりまして宮本和夫氏を適任者と認め、推薦しようとするものでございます。

略歴書につきましては、6.4、6.5ページをお願いいたします。なお、男女比でございますが、全体で5対5ということで変わりないということでございます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問はありませんか。 ないようですので、それでは、自由討議を行います。何かございませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○**委員長** ないようですので、議案第15号人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり認めること に御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第15号人権擁護委員の候補者の推薦については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

ごめんなさい、まだ進みます。大分時間が早く進んでおりますので、もう少し行きます。

## 議案第16号 大門三番町・四番町介護予防交流施設の指定管理者の指定について

- ○委員長 議案第16号大門三番町・四番町介護予防交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。 説明を求めます。
- ○長寿課長 同じ資料の66ページをお願いをいたします。議案第16号介護予防交流施設の指定管理者の指定 につきまして、お願いをいたします。
- 1の提案理由につきましては、大門三番町・四番町介護予防交流施設の指定管理者を指定することにつきまして、法の規定により議会の議決を求めたいものでございますけれども、当該施設は、先の9月市議会におきまして介護予防交流施設条例の一部改正を行い、市が設置する公の施設として位置づけた上で、先月開催いたしました指定管理者選定審査会におきまして審査を経て、本定例会に提案をさせていただいたものでございます。

2の概要では、当該施設の指定管理者を(3)の相手方といたしまして、大門三番町、大門四番町区とし、指定の期間を平成28年4月1日から10年間としたいものでございます。なお、建設工事につきましては、去る10月1日に入札を行い、桟敷区、本山区に次ぐ3例目の施設として来春3月の完成を予定しております。以上です。よろしくお願いいたします。

- ○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありませんか。
- ○金田興一委員 この提案については異論はないわけでございますが、1つお聞きしたいのは、現在の連合第2公民館、これが取り壊しをして公園になるというふうに話を聞いてるんですが、今後の予定、例えば取り壊し、整地、あるいは公園としての内容、こんな関係でもしわかれば教えていただければと思います。
- ○長寿課長 現在、都市計画において調整をしております。現在の建物、土地の所有者が大門共有地になっております。また、建物も個人名義になっておりますので、完成後に大門三・四番町で取り壊しをした上で、土地等の今予定しておりますのが、大門三番町区の街区公園で新しい交流施設を建てますので、そこの半分部分を現在の土地と交換するような形で、今、都市計画課で話をしております。土地の名義が大門共有地になっておりますので、恐らく名義の変更はできないんじゃないかなということで、それは無償の関係で契約をするような予定で考えております。なお、取り壊しの費用につきましては、当然地元の三・四番町区さんのほうで負担をいただくように予定しております。以上でございます。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○金田興一委員 ちょっと確認ですが、確かに土地は大門区という形になってるんで、現建物は大門区が取り壊しをして費用も大門区が負担をすると、こういうことでよろしいわけですか。
- **○課長** 委員おっしゃるとおりでございます。
- ○委員長 よろしいでしょうか。
- ○金田興一委員 はい。
- ○委員長 ほかにはいいでしょうか。
- ○篠原敏宏委員 (3) の指定の相手方が、大門三番町区の区長さんと四番町区の区長さんということで、これはよくわかりますし、いいんですが、指定管理をお願いをする、今度は受けるに当たってですね、受けるほう。 この2つの区が、これは法人っていうか、そういう形からすると別ですよね、この三番町・四番町。こういった場合、通常はですね、この三番町と四番町で1つ、例えば協議会とかっていうのをつくって、受け皿としての合

議体をつくってそこへ預けるっていう形にしないと、常にこの話をするときには三番町の区長さんと四番町の区 長さん相手に同じ話を同じようにやって、受けるほうでも、それを向こうでどういうふうに協議をするかわから ないんだけど、調整をしなきゃいけないと。そういう作業が出てくるっていう中では、指定管理者がこうやって 並列で2人の方が受けるっていうのは、あんまり、よろしくないとは言いませんが、ほかにやり方があるんでは ないかなっていう気がしますが、いかがでしょうか。

○長寿課長 確かに申されるとおりでございますけども、今回ですね、建設に当たりましては、大門三・四番町 区共同で建設委員会を設けております。また、これから10年間の指定管理をやるのに当たりまして、当然、区 長さん交代してきます。役目交代してきますので、今回、募集要項の中で管理責任者1名と副管理者1名を添えて10年間こういう管理をしっかりと指定管理をやっていくようにってことで話をしてありますので、その間の 大門三・四番町と連携を図っていきたいと思います。以上でございます。

○篠原敏宏委員 連携は当然のことですし、そこでトラブルが生じてはならない観点から今お聞きしてるんですが、受ける区としましてね、三番町と四番町の、言わば区民の皆さんを代表してこの話をやるわけなんですが、区長さんはそれぞれ個々に、自分の区の区民の皆さんの意向を背負って出ていかれる立場なんでね、そういうことの中では、同列でこうやって管理者として指定管理を受けるっていうことになっていると、後、区のほうでのやりとりは本当に難しいんじゃないかなと思って今質問してます。ですから市の中にほかに、例えば他の施設で指定管理がこういう形のものってほかにございますでしょうか。

#### ○委員長 答弁を求めます。

○長寿課長 今回ですね、三番町と四番町、それぞれ区が違います。恐らくこれまで指定管理の中ではこうしたケースはないのではないかなということで解釈をしております。私ども確かにその番町が違いまして、これまで公民館でも連合公民館、第二連合公民館の中で、三・四番町共同で使っておりまして、事業もそれぞれ別のものをやっていることを聞いております。ただ、今回は指定管理で1つの建物の中で10年間の指定管理行いますので、それぞれの区の事業のほかにも共同で事業を行うよう指定管理の中で定めておりますので、それは、三・四番町が協力して事業が推進するものと解釈をしております。以上でございます。

○篠原敏宏委員 私もそう思っておりますし、トラブルやそういうものが生ずる場面ではないっていうふうに思いながら、そうは言っても区の運営とかっていうことにかかわって、その中での今度は決議とかですね、意思決定とか意見の取りまとめとかっていうことが今度は出てくるとね、同じ立場の人が三番町と四番町で、両方並立しているっていうのは、はっきり言うとやりにくい。先ほど10年間、管理者と副管理者ができるっていうことだったら、管理者を受ける方とこの指定管理の契約をすればよくてですね、それは三番町と四番町で話し合って何年ごとにかわっていただくとか、区長さんかわったときはこうするってルールをやっていただければね。それがシンプルだし、むしろ受けやすい形ではないかなって思いますが、いかがでしょう。

○長寿課長 今回、指定管理やるに当たりまして、区長さんの名前でいただいております。これまでも、桟敷、本山区もそうでございますので、指定管理の形態は区長さんの契約でやりますけども、これからまた来年4月に年度協定っていうものを結んでいきますので、その中でまた、今、委員おっしゃられるとおり、運営がしっかり連携が図れるように協定の中でもある程度網羅してまいりたいと考えております。以上です。よろしくお願いします。

- ○篠原敏宏委員 ここからは要望ですが、区の中で混乱しないようなですね、そういう話し合いを十分にぜひやっていただきたいと思います。要望です。
- ○委員長 はい、要望として承ります。ほかにはいいでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、自由討議を行います。何かございませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○**委員長** ないようですので、議案第16号大門三番町・四番町介護予防交流施設の指定管理者の指定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第16号大門三番町・四番町介護予防交流施設の指定管理者の指定については、 全員一致をもって可決すべきものと決しました。

もう少し行きましょう。

#### 議案第18号 財産の無償譲渡について

- ○委員長 議案第18号財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。
- ○生涯学習スポーツ課長 議案関係資料の68ページをお願いしたいと思います。議案第18号財産の無償譲渡ということで、先ほど第7号で楢川歴史民俗資料館について協議をいただきましたけども、それに伴いまして財産を無償で譲渡することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

2番の概要でございます。1番、譲渡の財産、建物、楢川歴史民俗資料館。所在地についてはそこに書いてあるとおりでございまして、構造については鉄筋コンクリート造りの2階建て。面積は332.38平米。譲渡の相手方でございますけども、塩尻市大字奈良井497番地3、奈良井区代表者、大矢喜久男様でございます。

譲渡の目的につきましては、建物の効果的な活用を図るとともに、歴史民俗資料の保護に資するためということでございます。ちなみに、土地につきましては、鎮神社の所有でございます。以上でございます。

- **〇委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より質問はありますか。
- ○金田興一委員 先ほど篠原委員のほうからもちょっと話がありましたんで、状況的にはわかってる気がするんですが、例えば、この建物の効果的な活用を図るというのは、現時点ではどんなような効果的な活用ということで想定をしてるんでしょうか。
- **〇生涯学習スポーツ課長** この歴史民俗資料館につきましては、楢川地区の文化施設幾つかありますけども、中村邸、御存じのように中村邸がございまして、中村邸は来館者も非常に一番中でも多い施設でございまして、その次にこの歴史民俗資料館、来館者が多い施設でございます。そういったところで、御存じのように、一番奈良井宿の南側に位置する部分でございますので、奈良井宿の南の部分のところから観光客の皆様に見ていただく施設として、そんな意味での建物の効果的な活用ということで記述をさせていただいておるものでございます。

○委員長 いいですか。

- ○金田興一委員 大変なことだと思いますけど、楢川区のほうでもぜひ有効な活用を考えていただきたいと、こんなふうに思います。それで、もう1点お聞きしたいのは、この歴史民俗資料というのは何点くらいあるんでしょうか。
- ○生涯学習スポーツ課長 222点ございます。
- ○委員長いいですか。ほかにはよろしいでしょうか。
- ○篠原敏宏委員 無償譲渡そのものは、私はもうここにきて異議はないんですが、この譲渡の目的のことっていうことは、さっきお聞きした中で、要は市からの条件として付されることはないかっていう中でね、建物の効果的な活用を図るとともに歴史民俗資料の保護に資するっていうことを、今度は区が市にかわって行うっていうことが条件としてついていくかと。だとすると、使い方、あるいはあの資料館を、運営が例えば立ち行かなくなって廃止をするって言ったときに、市からはそういう条件がついてるので、それについてはね、今度はこういうことをこういうふうにやってくれ、あるいは、他のどこへ移動してくれ、これを散逸しては困るみたいな、そういう条件やら、そういうこともつくかってことも含めて私はさっき聞いたつもりですので、ここで今、こういうふうに歴史民俗資料の保護に資するためってありますと、今度は区のほうでの活用やあれに制約を受けるっていう考え方になるのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。
- ○生涯学習スポーツ課長 この今記述をさせていただいてある部分につきましては、大変、現在の歴史民俗資料館の中の資料というものが、もともと奈良井区にあって、奈良井区のそのものの成り立ちみたいなものをですね、財産として展示をしてるものだということで認識をしております。そんな中で、地元の皆さんがこれを活用して守っていきたいという熱い思いをいただいて、受けていきたいということで協議の中でさせていただいておりますので、そんなことでこの目的についてはそういう意味をもって、先ほど委員さんおっしゃるように、文化的財産のある施設、それから、これらの財産をですね、なくすことなく守っていきたいという思いがございますので、そんな意味でここに目的として書かさせていただいております。ただ、これからの運用、活用の中で、何年か先にそういう事態が起こるかもしれませんけれども、それはあくまでも現時点でわからないことでございますので、現時点の歴史民俗資料館を活用していただくためには、こんな目的として譲渡をさせていただきたいということでございます。
- ○篠原敏宏委員 意味はわかってるつもりでありますが、確認で最後にお聞きしますが、そういう状況が、例えば将来に生じたときに、先ほどもう1つお願いしたのはね、そのときに相談にしっかり乗ってほしいと。その後、今のような中身のことが生じたときにね、市はもう28年の4月1日以降は知らないよと、そういうことは言わなんでほしいっていうそういうあれがありましたんでね、意味として。ぜひそのことは、さっきの条例廃止とあわせて、一連の意味としてぜひ認識をしておっていただいて、温かく地域の相談には乗っていただきたいと思います。これは、要望としてお願いをしたいと思います。
- ○委員長 要望として、お願いします。

ほかによろしいでしょうか。ないようですので、それでは自由討議を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

**○委員長** それでは、討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第18号財産の無償譲渡については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第18号財産の無償譲渡につきましては、全員一致をもって可決すべきものと 決しました。それでは、ここで10分間休憩を取ります。

午前11時 2分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長 休憩を解いて再開します。次に進みます。

議案第20号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目 市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金 事務費を除く)、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費及び3目保健対策費、5款 労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

- ○委員長 議案第20号平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。説明を求めます。
- ○交流支援課長 それでは、別冊になりますが、平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)、24ページ お願いをいたします。14目市民交流センター費でございますが、全て人件費関係の補正となっております。人件費につきましては、本年度中の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で職員給与費等の人件費の補正をお願いするものであります。

なお、市民交流センター費以降の歳出補正予算全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしてございますが、補正理由が、人件費、嘱託員報酬等、各科目とも共通しておりますので、私からの説明で、以降、特殊なものを除きまして、各課からの人件費関係の説明は省略させていただきたいと思いますので、御了解をお願いいたします。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○福祉課長 それでは、補正予算の28、29ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の社会福祉事業費になります。災害見舞金ですけれども、9月定例会議案第25号で補正をお認めいただいたところですけれども、9月に全焼の火災が発生してしまいまして災害見舞金が不足するため、補正をお願いするものです。

次の2目障害者福祉費、障害者福祉サービス事業ですけれども、障害福祉サービス給付費と、障害児通所等給付金ともに利用者の増加に伴い予算が不足するため、補正をお願いするものです。

次の障害者援護事業ですけれども、前年度特別障害者手当等給付費国庫負担金返還金ですけれども、事業費が 確定したことに伴います返還金です。以上です。

○長寿課長 同じページー番下の白丸、3目となります老人福祉費の介護基盤整備費の補助金の補正につきましては、広丘堅石にあります小規模多機能型居宅介護事業所のれんげ荘におきましてスプリンクラーの消防設備の設置を予定するもので、国の補正予算による内示を受ける中で補助基準単価が上がったことに伴いまして、国の

補助金の範囲におきまして補正をお願いするものでございます。以上です。

○委員長 ほかはよろしいでしょうか。

**○こども課長** それでは、資料30ページをお願いいたします。続きまして、2項児童福祉費1目児童福祉総務 費でございます。最初の白丸になりますが、嘱託員報酬。これは、当初予定していた嘱託保育士の未確保分とい うことでありまして、報酬と社会保険料合わせまして2,680万円余の減額をお願いするものでございます。 その分につきましては、パート職員で対応しておりまして、これにつきましては、後で出てまいりますけれども、 2目児童運営費中の保育所運営費で増額補正をお願いしております。

その下の白丸になります。民間保育所支援事業になります。最初の黒ポツ、特定保育所運営委託料です。これは、サンサン、それからよしだ保育園の運営委託料でございますけれども、新制度に対応した国の要綱によりまして、保育所運営費としての扱いから施設型給付費へと組みかえるものでありまして、ここで1億4,500万円余の減額をさせていただき、1つ飛ばしまして3つ目の黒ポツになりますけれども、これを子どものための教育・保育給付費負担金として組みかえまして、子ども・子育て支援新制度に基づく量と質の充実を確保するというスタンスに立った国の要綱改正に従って増額をし、1億6,998万円余とさせていただくものでございます。それから、1つ戻りますけれどもその上の黒ポツ、前年度保育所運営費国庫負担金返還金21万円につきましては、前年度の入所実績に基づきまして、国庫からの受け入れ済みの余剰金を返還するための補正増をお願いするものでございます。

その下の白丸でございます。保育所運営費の臨時保育士賃金1,500万円余につきましては、先ほどの嘱託 保育士の未確保による保育士不足に対応した臨時職員採用による増額となっております。

その下の白丸ですけれども、育児支援推進事業、前年度保育緊急確保事業補助金返還金35万円余につきましては、こちらにつきましては、デイ保育ですとか子育てショートステイ事業の実績に伴います国庫からの受入済余剰金を返還するための増額となっております。

○委員長 ほかにはいいでしょうか。

○福祉課長 それでは、補正予算32、33ページをお開きください。一番上になります。3目のひとり親家庭福祉費になります。児童福祉施設費、母子生活支援施設入所委託費ですけれども、単価の改正と入所世帯数の減少により、1人当たりの負担金が増額となったことによりまして予算が不足するため、補正をお願いするものです。

○健康づくり課長 34、35ページをお願いをいたします。35ページの2番目の白丸、保健衛生繰出金6万4,000円でございますけれども、楢川診療所内視鏡洗浄装置、平成12年購入で耐用年数を超過し、最近異音を生じておりまして修繕が不可能ですので、購入する資金に係る繰出金の増額をお願いするもので、詳細は、国民健康保険楢川診療所特別会計のときに申し上げます。

# ○委員長 ほかは。

○教育総務課長 それでは、5 款労働費は人件費のみの補正でありますので、10 款教育費、補正予算書の42 ページ、43ページからをお願いいたします。右側でありますけども、3目事務局費の中のスクールバス運行費 211万8,000円の増額でございます。これにつきましては、1学期にクマの出没が多発いたしまして負傷 者もあったということから、緊急対応として宗賀小学校、洗馬小学校、西部中学校の3校についてスクールバス

を増発したことに伴う運行委託料でございます。

おめくりいただきまして44ページ、45ページ。2項小学校費1目学校管理費でございます。学校施設非構造部材耐震化推進事業2,500万円の増額でございますが、こちらは、平成28年度、来年度に予定をしておりました事業につきまして国の学校施設環境改善交付金、これが前倒し内示がございました。ということで、新たに設計委託料210万円、それから、工事費2,290万円を計上したものでございます。対象校は、桔梗小学校、片丘小学校、宗賀小学校、広丘小学校、吉田小学校の5校。工事内容につきましては、高いところ、高所ガラスの飛散防止、それからガラスブロックの解消ということで、この事業につきましては事業費を繰り越して来年度に施工を予定しております。

その下、2目教育振興費、白丸、教育振興扶助費341万1,000円の増でございますけれども、こちらは認定児童数の増加に伴う就学援助費の増額でございまして、例年この時期に補正をお願いしているものでございます。

それからその下、3目給食施設費でございます。給食運営事業諸経費29万1,000円の増額でございますが、食物アレルギー対応児童の増加、それから長期休暇職員の代替対応等に伴いまして臨時職員賃金を増額をお願いするものでございます。

それから、3項の中学校費1目学校管理費でございます。学校施設非構造部材耐震化推進事業1,762万円の増額でございますが、こちらも小学校と同様、平成28年度に予定をしておりました事業につきまして交付金の前倒しの内示があったということで、新たに設計監理委託料と工事費を計上して来年度に繰り越して実施をしたいというものでございます。対象校は、塩尻西部中学校。工事内容につきましては、体育館の2階にあります武道場の吊り天井の改修工事でございます。

それから、その下2目教育振興費、教育振興扶助費689万2,000円の増でございますが、こちらも小学校と同様で、認定児童数の増加に伴う就学援助費の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

- **○こども課長** 続きまして46ページをお願いいたします。4項幼稚園費1目幼稚園費でございますが、白丸、私立幼稚園支援補助金、最初の黒ポツになります。私立幼稚園就園奨励費補助金790万円でございますが、これにつきましては、新制度に基づきまして国から補助基準額が示され、対象人数により補助金額を算出したことによる補正増でございます。次の黒ポツになりますが、私立幼稚園障害児就園奨励費補助金84万円余につきましては、障がい児童を受け入れている私立幼稚園に対しまして1人当たり月1万円の補助金を交付しておりますが、その対象人数を5人から12人へと増加をさせていただきまして、それに伴う補正増でございます。
- ○委員長 以上ですか。ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありますか。○副委員長 45ページの教育振興扶助費、就学援助費、この内訳っていうのはどうなのか、ちょっと教えていただきたいんですが。
- ○教育総務課長 まず小学校のほうでございますけれども、当初の見込み、当初予算では310人ということで 見込んでおりましたけれども、現時点では370人ほどの見込みになりそうだということで、60人ほど増と。 それから中学につきましては、当初の見込みで170人ということで算定しておりましたけれども、現時点で2 50人ほどになりそうだということで、80人ほどの増という見込みでございます。
- ○副委員長 多分、経済的な悪化がこれ、原因ではないかなと思うんですけれど、対象となる何か項目と言うん

ですか、品目などについて制約はあるんでしょうか。

- ○教育総務課長 実際の支給の内容ということでよろしいですかね。制約と言いますか、項目が決まっておりまして、学用品代、それから給食費、新入生の場合は新入学用品、それから校外活動費、修学旅行費、医療費という形になっております。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○副委員長 この中に、眼鏡についての補助っていうのは入ってるんでしょうか。
- ○委員長 答弁を求めます。
- ○教育総務課長 眼鏡については入っておりません。
- ○委員長 入っていない。いいですか。
- **○副委員長** 済みません、眼鏡なども、目が悪いと、これ必需品になると思うので、ぜひ対象にしていただきたいなと、要望です。
- ○委員長 要望でいいですね。ほかにありますでしょうか。誰もいない。
- ○丸山寿子委員 30ページ、31ページの児童運営費のところの保育で、ちょっと関連してお聞きをしたいと思います。本会議のほうでも保育園に上の子供を預けている保護者が育児休業を取得した場合に子供を退園させる育休退園に関係する質問がありましたし、また、12月の議会の前に、私たち福祉教育委員会としましても他市に視察に行かせていただき状況をお聞きしたというような経過があります。保育の継続性ですとか、女性の就業に関する、継続して就業してほしい、また子供2人目、3人目と産んでほしいというような環境づくり等々いろいろ考えた中で、御答弁の中では5歳児というような答弁で、28年度はいくという御答弁だったんですけれども、もう少しですね、ちょっと整理して説明をいただきたいというところがあります。3歳、ゼロ歳でなくてもせめて3歳からですね、やはり認めていくというようなことが、すぐ来年度からですね、していただきたいというふうに思うわけなんですけれども、その辺についてですね、もう次の年度の準備をしてしまっているというようなこともお聞きはしてるわけですけれども、ちょっと市のお考えを再度お聞きをしたいと思うんですけれども。
- **○こども課長** 済みません、市の保育施策における資料をちょっとまとめさせていただきましたので、お配りさせていただいてもよろしいでしょうか。
- ○委員長 じゃ、お願いします。説明を求めます。
- **○こども課長** それでは、ただいまお手元に資料をお配りさせていただきました。今、丸山寿子委員さんのほうから、市のとりあえず子育て支援を整理してというお話がありましたので、その辺をまず御説明をさせていただきたいと思います。こちらの資料は、本市を含めました平成27年4月1日現在における県内19市の保育施策の一覧をまとめさせていただいたものでございます。各市の状況、横並びになっておりますが、本市につきましては、表の一番下をごらんいただきたいと思います。表全体の中で黒い太線で囲ってある部分につきましては、全体をトータル的に見た加減がありますので一概にちょっと言えない部分はありますが、一応支援としては進んでいると言いますか、手厚いという部分につきまして太枠で示させていただいております。

まず、表の一番左側になりますが、基本情報ということで公立保育園の現況をお示ししてございます。その中で左から5列目になりますけれども、まず、加配の職員の状況ということでお示ししてあります。本市につきま

しては、68名の加配保育士を配置しておるということで、人数的に見た観点ですけれども加配の配置の状況が 一番多いということがおわかりいただけるかと思います。

次に、そちらの右側になりますけれども、保育施策・要件等の保育料というところをごらんいただきたいと思います。保育料につきましては、階層や区分によりまして金額が異なってまいりますので一概には申し上げられませんが、本市で最も多い階層となっております市民税15万円の世帯を基本に表のほうをつくらせていただきました。左側が3歳未満児の保育標準時間、11時間保育をされている方の保育料でございます。右側が、3歳以上児の保育短時間、これは8時間保育されている方の保育料でございますけれども、3歳未満児の保育標準時間の保育料は3万1,200円ということで、県下の中では最も低く設定をさせていただいております。3歳以上の保育単位時間につきましても2万3,500円ということで、最も低いのが、その上にあります中野市さんが2万3,300円ということでございますけれども、総じて比較すると遜色がないかなということがおわかりいただけるのではないかなというふうに思っております。

それから、その右側にあります多子軽減のところでございます。多子軽減につきましては、国のほうではですね、兄弟で同時に保育園に行ってる場合のみ2人目半額、3人目無料というふうにしております。ですので、これにつきましては19市全てで対応させていただいておりますので、ここでは各市が独自で設定しているものを取り上げさせていただいております。これを見ていただきますと、第2子につきましては、ほとんどの市が単独では減免はいたしておりません。千曲市が、年齢制限なく50%減免ということでやっておるようでございますが、本市では、3歳以上児につきましては同じく50%の減免をしております。3歳未満のお子さんにつきましては、かねてから申し上げておりますけれども、2歳ぐらいまではできるだけ保護者のもとでですね、御家庭で見ていただきたいという考え方もあるものですから、10%減免ということでさせていただいておりますが、これも考え方と言いますか捉え方の違いもあるかなと思いますけれども、50%減免をしているという点を捉えれば、比較的トップクラスにあるんではないかなというふうに考えております。また、第3子につきましても、中野市さん、それから飯山市さんで100%減免をしておりますけれども、本市におきましても3歳以上のお子さんにつきましては100%減免をしておりまして、同様にトップクラスにあるのではないかなというふうに考えております。

続きまして、その横になりますけれども、出産要件のところごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、下の子、2番目、3番目の子をですね、妊娠、出産する際に上のお子さんをお預かりできるかどうかというところの要件になります。ここでは、下の子が生まれる月と、それから、生まれる前と産み月ですね、それから、産後についてどれだけお預かりできるかをそれぞれ示させていただいております。産前につきましては、ごらんいただいたとおり、6カ月という市も5市ほどございますけれども、大方は本市と同じ2カ月か3カ月という傾向にございます。また、産み月につきましては、お子さんが実際、下のお子さんが生まれた月ということで、それぞれでひと月。また、産後につきましては、やはり2カ月、3カ月という市が多いという傾向が見て取れるかと思います。6カ月というところも中にはございますけれども、本市につきましては、3歳以上のお子さんについては須坂市と同じで12カ月。プラス、ここにはちょっと書いてございませんが、状況によりましてその年度が終了するまではお預かりできるということでございますので、実際は産前の3カ月プラス産み月の1カ月、それから産後の12カ月の計16カ月、プラスその年度が終了するまでということで、県下でも長い期間、

出産要件ということで月数を取らせていただいております。こちらにつきましても、あと3歳未満のお子さんに つきましても6カ月産後はお預かりできますので、やはり県下でいい状況にあるのではないかなというふうに捉 えております。

次に、その右のですね、育児継続要件というところをごらんいただきたいと思います。これにつきましては、 やはり下のお子さんの育児休業を取得しているときに、既に上のお子さんが保育園を利用している場合にですね、 継続利用できるかどうかという要件を示させていただいたものでございます。これにつきましては、1歳児から 対象になる市、それから3歳児から対象になる市等がある中、本市につきましては5歳児ということになってお りますが、実際には先ほど御説明させていただきました左側の出産要件のところでですね、それぞれ長い設定の 中で5歳児以前の部分もしっかりカバーをさせていただいておりますし、これにつきましては、本定例会、先ほ どもお話ございましたけれども山口委員さんの代表質問でもお答えしましたとおり、3歳児に引き下げるという ことを検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、これにつきましてはですね、先ほどもお話あ りましたが、既に保育園の説明会が済んで申し込みの受付も済んでおります。その段階で一応表現としては、育 児継続要件は5歳のお子さんですよっていうお話をさせていただいておりますので。ただ、それと合わせまして、 今、御説明させていただきましたとおり出産要件等でですね、5歳になる前の部分を十分カバーをさせていただ いておるという説明もさせていただいておりますので、新年度につきましては、これを、この表現のまま使わせ ていただきまして、29年度からを目途にですね、しっかりその3歳なりといった表現をさせていただければい いかなというふうに考えております。表の一番下のその他というところになりますけれども、こちらのほうにも 明記させていただいてありますけれども、本市の子育て施策につきましては、個々で見るとかなり手厚いところ、 あと、表現上ちょっとそういうふうに見えないような部分もありますけれども、相対してかなり高いレベルでの 支援を行っておるんではないかなと、手前みそになりますけれども、そんなふうに思っておりますので、よろし くお願いをしたいと思います。説明については以上でございます。

#### ○委員長 何か質問ありますか。

○丸山寿子委員 当市が子育て支援全般にわたって本当に大変力を入れていただいて高いレベルだということは、この保育に限らずですね、本当にすごく頑張っていただいている、トップレベルにいるということは十分承知してますし、また、塩尻市だけでなくて他市でも子育てをしたことのある皆さんからも、他市に移ってもやはり塩尻は本当によかったというような声もたくさん聞いてまして、非常にそれはよく承知しているところです。内容もね、よく本当に育ててる人たちの心に沿ってやっていただいているということは十分わかっているんですけれども、であるからこそ、なおさら、このわかりにくいと言いますかね、そういうふうに出産要件の点からもそのように配慮していただいているなら、実際に本当に働いてないっていうか、収入が減っている時期に保育園に預けるということもひとつ大変で、だから家で見るっていう人もいるかもしれないんですけれども、やはり選択肢として、やはり例えば3歳から大丈夫ですよということが、もう明記されていることで非常に安心感があるというふうに思うわけです。それで、もう既に説明会はしてしまったかもしれないんですけれども、私としては、そうは言っても3歳からいいですというような一覧表になると非常にわかりやすいし、安心感があると思うんですけれど。例えば、もう説明会はしてしまったんだけれど、今からそれを変えるということで、何かとても大変な支障等あるのかどうか、その辺についてお聞かせください。

## ○委員長 答弁を求めます。

○こども課長 特に大変な支障っていうのはないかもしれませんが、ただ、一応保育園の入園の手引きということでしっかり明記したものをお配りしてありまして、それに基づいた説明もさせていただいておりますので、ここでまた、しかも新年度が始まる前にですね、またその部分について表現を変えて何かお配りするということにつきましては、もしかしたら、その受け取る側と言いますか保護者の方にとっては、ちょっと混乱を招くというか、それなりのフォローなりもきちんとしていく必要があるかなっていうふうに思っておりますので、やはり、ちょっと今、正直申し上げてちょっと動き出してしまっている部分がございますので、ここで表現を変えるというよりは、先ほど御説明しましたとおり、確かにわかりにくい部分ではございますけれども、実際は5歳のお子さんよりその前の4歳、3歳のお子さんについてもお預かりできるという要件があるよということで、その辺の市としての考え方と言いますか、説明を逆にしっかりしてったほうがいいのではないかなというふうにも考えております。

○丸山寿子委員 特にこのことが全国的にやはりちょっと脚光を浴びてしまっていると言いますか、埼玉の所沢のね、一件で、全国的にこのことが話題になっていて、視察に県内行く前にもいろいろな資料を出してもらって、私たちもいろいろ新聞記事やら見たんですけれど、やっぱり全国的にやはりいろいろな県の中のいろいろな市が動き始めているというような中で、非常にいい施策をしているのに、どこにどんな人がいるかわからないという状況ではなくて、保育園にもう入所を希望しているっていう人たちも把握できているような状況の中で、そういう人たちに、やはりこういうふうにやりますということで、やはりこの時代のね、動向を見て、それをお知らせすることは私は混乱とかにはならないというふうに思うんですけれど、どうですかね。

## ○委員長 答弁を求めます。

○こども課長 確かに委員さんおっしゃるとおりの部分も多々あろうかなというふうに思っております。ただ、明文化として実際、3歳までっていうふうにしますと、そうは言っても、それに対応する保育士の確保の問題とか、そういうことにもちょっと絡んでくるかなっていうふうに思っておりますので、ちょっとその辺をもう少ししっかり検討させていただきながら、3歳ということでしっかり打ち出すのであれば、そういう方向を出していったほうがいいのではないかなというふうに思っております。確かに、先ほど申し上げましたけども、いいことをやっていながらちょっと制度としてわかりにくい部分があるというのは、私どもとしても非常にじくじたる思いと言いますか、伝わってない部分っていうことについては非常に苦しい部分もございますけれども、やはりその点については、しっかり説明責任を果たしていく中でやってく必要があるっていうことを改めて思っております。

○丸山寿子委員 今、本当に虐待等も多いというようなことで、それでいろいろな現実の声といいますか、虐待でも幅広くいろんなものがありますけれども、親として、赤ちゃんが生まれて体調がまだ戻らない中、上の子供を見ている中で、やはり上の子供もどうしても関心も引きたいし、自分の愛情を確かめたいって言えばあれですけども、それで赤ちゃん返りとかしたりする中で、言いたくないんだけれども、ついつらい言葉を言ってしまう。言葉でね、そんなにすごい深い虐待ではないかもしれないんですけど、そういったことで苦しんでるお母さんたちもいたりする中で、やはり昼間保育園で見ていただいて、十分家事とか育児をしてる中で、帰ってきた子供をね、しっかり抱きしめてあげて認めてあげるっていう、そういうところにもつながると思いますし、また、介護

も条件の1つにしているところもあるというようなこと考えますと、やはり、それとあと、隣近所に子供がいないというような時代背景、平成以降、助けてくれる近所の人、核家族化というような時代背景等々を考えた中で、これで最後にしますけれども、ぜひ早く、私は、3歳からということの明文化と言いますか、していただきたいということをちょっと申し上げて、以上で質問を終わります。

○委員長 要望でいいですか。ほかにはいいでしょうか。

〇山口恵子委員 この資料で、特に育休継続要件のところで、ここ一、二年で年齢要件を見直す動きがありますっていうことで、県内の状況で、先日も松本市が産後要件を、3歳以上だと1年に延長し、育休要件は4歳からというふうに変更されたような記事がありましたけれども、県内で変更されてるような状況、もし把握できていましたら、今後ね、来年、再来年、どのような対応にされてるか、把握できてる部分ありましたらお聞かせください。

**○こども課長** 申しわけございません、現在のところ、ちょっと具体的にはどういう状態っていうのは把握しておりませんけれども、やはりそういう傾向にあるのは確かでございますので、やはりそちらの19市なり全国の状況等も今後しっかり把握しながら、本市としましても、よりお子さんと言いますか、保護者の方の子育て支援により身近に則したですね、対応について考えてまいりたいというふうに考えております。

〇山口恵子委員 本当に、丸山委員も今おっしゃいましたけど、塩尻市の保育またはそういった政策的には内容も充実し、さらに手厚くできているというのは十分認識しております。それで、特に出産要件に関しては12カ月ということで、働いている方も働いていない方も、これは労働基準法による定められた中で産前産後しっかり保育ができるということでは、とても評価できると思います。それで、育休の継続要件のほうですが、これは、育児・介護休業法で、また、産前産後とはまた別の法律で定められていまして、今、国でも女性が働きながら子育てできる体制、環境を整えている中での内容の制度でありますので、やはり育児・介護休業法にのっとった形として市として手厚い支援ができるように、今後要望をいたします。

○委員長 要望で。ほかにはよろしいでしょうか。

私から1つ。障害者福祉費、29ページになりますが、右側、障害者福祉サービス事業の中で、市民の方から 難聴のお子さんを抱えてる奥さんで、これは市のほうにも相談に来てるそうですので松田課長も御存じの方だと 思うんですけども、先生のほうが、障害者手帳ってのはポイントが決まってるんですよね。それで、ポイントに 対してちょっと足りないということで、変な言い方しますと鉛筆なめてちょっとやってもらいたいってお願いし たんだけど、その先生もしっかりした先生でそれ以上書けない。それは当然ですけれども、そのことで市のほう に相談を申し上げたところ、補聴器結構お値段いいもんですから、買いかえていかなきゃいけないということで 御相談申し上げたんですけど、あまり具体的に言いますと、個人情報になっちゃいますからそれ以上言いません けど、そういった障害福祉サービス給付金にある程度これは盛り込まれたと私は読んで、市民の方にお答えして もいいでしょうか。

○福祉課長 確かに御相談に来られてお話をお伺いさせていただきました。その方につきましては、以前は障害者手帳の範囲内だったんですけれども、見直しがされて手帳をお返しすることになってしまったということの中で、補聴器の補助が受けられないという御相談でした。そのことを踏まえまして、私どもも検討させていただきまして、補聴器も日進月歩、上から下までかなりの金額幅がございますけれども、長野県内では、県が障害者手

帳お持ちでない方への補助を一部補助する制度がございまして、それはうちも対応させていただいておりますけれども、他県の状況等も調査させていただく中で、新年度予算の中で、今、検討をさせていただいているところでありますので、まだ予算査定が済んでおりませんので、今お話しできるのはそこの段階までということで御理解をいただきたいと思います。

- ○委員長 新年度対応ということで。特例補装具費とか言うんですね。
- **○福祉課長** そうですね。うちのほうでは、一応、特例補聴器ということでどこまで対応できるかということを 検討させていただいているところです。
- **○委員長** 個人的要望になってきますので、これ以上やめときますが、よろしくお願いします。 ほかに質問ありますでしょうか。
- 〇山口恵子委員 47ページ、私立幼稚園支援補助金におきまして、先ほど障がい児のお子さんがふえたので増額になってるというような説明だったかと思いますが、どういった内容の方なのか、ちょっと簡単に。どんな支援っていうか、どんな障がいを持っていらっしゃるのか、その辺お聞きします。
- **○こども課長** こちらにつきましては、当初予算の段階では5人ぐらいかなっていうふうに見込んでおったんですが、市内の各私立幼稚園からですね、実際この補助金を受けたいということで、申請出てまいったものが12人ということで、今回増額の補正をさせていただいたものでございます。内容につきましてはですね、それぞれございますけれども、まだ、主、いわゆる自閉症といったものですとか、それから、そこまでいかなくてもですね、表現的に少し未発達な部分がありますとか、注意欠如、多動性の疑いがありますとか、主、1つずつ具体的には申し上げられませんけれども、主にそういった方が対象になっております。
- **〇委員長** いいですか。ほかにはよろしいでしょうか。いいですか。
- **〇山口恵子委員** 済みません、今の関連でですが、公立保育園ですと対象のお子さんの状況により加配をつけた りして対応していただいていると思いますが、幼稚園のほうは、やはり同じような対応をしてるっていうことで よろしいでしょうか。
- **○こども課長** 幼稚園のほうにつきましても、公立保育園ほどではないですけれども、状況によりましてつけていただいているということでございます。
- ○委員長 ほかにいいでしょうか。
- ○丸山寿子委員 45ページのところで、小学校のところの給食運営事業諸経費で、アレルギー児が増加ということですけれど、全体的にどんな傾向でどのくらいふえているのか。平成以降、結構対応してくださってはいるんですけれど、状況お聞かせいただきたいと思います。
- ○教育総務課長 現在ですけれども、今年度は、対応している人数で小学校が150人ほど、中学校も60人超えるくらいで、210人くらいというところでございます。23年度の時点では、小中合わせて170人ほどでありましたので、24年度から200人超えてきておるというところで、ふえてきてるというような状況でございます。
- **〇丸山寿子委員** 本当にきめ細かく、調理器具もかえたりしてね、やっていただいているということはお聞きは してるんですが、アレルギーのアレルゲンも、あれですかね、ふえてるんですかね。その辺どうでしょうか。
- ○教育総務課長 係長のほうから。

○学校給食係長 給食係の竹中です。アレルゲンですけれども、あまり、主だったものはですね、やはり牛乳、 鶏卵、こちらですね。あと、甲殻類ですとか、木の実とかですね、果物、生野菜とかなってまいりますけれども、 種類自体はそれほどふえてきてはないですが、ただ食材もですね、ここ数年ですけれども、この10年見てみま すとたくさんの食材がいろいろ出てきてますので、それに対応してですね、やはり、本当に何て言うんですかね、 マイノリティーと言いますか、人数は少ないですけれども対応しなければいけないっていうものがですね、品目 がですね、ふえてきてるという状況はあります。

○丸山寿子委員 アレルギーはときどき全国的にちょっとしたミスって言うか、ちょっと配慮不足でうっかり口にしておかわりをしてしまってとかいうような事故等もあったりしますので、また十分注意を促していただけたらと思います。要望で。

#### ○委員長 要望で。

- ○教育総務課長 この関係につきましては、午後、協議会のほうでアレルギー対応ございますので、また御説明をさせていいただきたいと思います。
- ○委員長 お願いします。ほかにはよろしいでしょうか。

予算と関係なく、ちょっとその他で私から、市民から言われていることでちょっと。介護施設の件で、ふれあいセンター広丘の件で質問させてもらいます。ふれあいセンター広丘のお湯がですね、浴槽も、それから上がって洗い場の槽も一緒なのかどうかって質問がありまして、その辺、どなたかわかる方いらっしゃいますか。

- ○福祉課長 お風呂は循環をさせてろ過をして使い、1週間に1回入れかえをするようにしておりますけれども、カランから出ます水、お湯につきましては、使い切りですので循環させてるわけではありませんので、お風呂のお湯とは全く別のものを使っておりますし、衛生上問題のない範囲内で対応させていただいております。
- **○委員長** ちょっと一部地元の市民の中で、同じタンクから出てきてて、それで、その方は洗い場で歯を磨くくせのある人で、洗ってたら、横のおじさんが、おいおい、おじさん、何やってるだいと言ってあげちゃったっていう話で。その辺、ちゃんと理解して説明申し上げておきます。どうも済みません。その他のとこで話を。

ほかにはよろしいでしょうか。ないようでございますので、それでは自由討議を行います。何かございますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第20号平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)につきましては、 原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第20号平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

## 議案第21号 平成27年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計補正予算(第2号)

○**委員長** 議案第21号平成27年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

**○健康づくり課長** それでは、議案第21号の資料のほうをお願いをいたします。平成27年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計補正予算(第2号)でございますけれども、1ページ、第1条をお願いをいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4,000円を追加をし、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1,508万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明をいたします。10ページ、11ページをお願いいたします。2款医業費1項1目医業事業費の説明欄、備品購入費86万4,000円でございますけれども、内視鏡洗浄消毒装置が購入後15年を経過し、 異音を発生している。同機器は現在製造されておらず、備品もなく修繕が不可能であるため、備品購入費の補正をお願いをするものでございます。

続いて歳入ですけれども、8ページ、9ページをお願いをいたします。財源の80万円につきましては、3款の市債、過疎対策事業債を充て、残額の6万4,000円、2款1項の一般会計繰入金、先ほどの一般会計の補正でお願いをしました6万4,000円でございます。説明は以上でございます。

**〇委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問はありませんか。 なしですね。よろしいでしょうか。それでは、自由討議を行います。何かございますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○**委員長** ないようですので、議案第21号平成27年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計補正予算 (第2号) につきまして、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第21号平成27年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計補正予算 (第2号) につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここでお昼休みといたします。午後1時より再開いたします。よろしくお願いします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

#### 陳情12月第1号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情

○委員長 陳情12月第1号、介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情について審査を行います。当委員会に回付されました陳情は、全部で1件であります。失礼しました。陳情平成27年12月第1号、介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情について審査をいたします。陳情説明者が見えておりますので、趣旨について御説明をお願いします。

**○陳情説明員** 本日は、塩尻市議会において私どもが提出しました陳情について説明という貴重なお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

私、塩尻にあります協立福祉会が運営してます介護型有料老人ホームみずほの里と、小規模多機能型の居宅介

護施設おひさまと、デイサービスセンターはなみずきの3つの事業所を構えております施設のほうで施設長をしてます田中と申します。よろしくお願いいたします。

早速ですが、それでは、まず人材不足の部分についてちょっと現状をお伝えしたいと思います。長野県を初めとして、全国的に超高齢化社会を迎えるのが2025年というふうに言われておりますが、2025年を待たずしても長野県ではもうそれよりもちょっと5年ぐらい前倒しのような形で超高齢化社会を迎えるというようなことが常に報道されております。介護職員の不足も、以前新聞でも報道されてますとおり、かなり不足が深刻になってきております。この辺の中信地域ですと、養成校、松本医療だとか、あと松本の短期大学だとか、そういったところでの養成校ありますが、いずれも学生は定員割れを起こしておりまして、非常に、新たに介護福祉士として現場に出てくる職員も不足してきているというのが現状であります。これは、この中信地域だけではなくて長野県内全域だとか、あと全国的に非常に介護士が不足しているという実態もあります。新たに新規で事業所を開所してもなかなか職員が集まらずして、完全にフルオープンが厳しいという現状も出てきております。あと、人員が少なくなれば、当然募集をかけるわけですが、なかなか募集をかけても応募をしてこないというような実態が最近ではよく見られております。介護福祉士の資格を持っている人は、全国的に見れば10万人ほどいますが、ただ、資格を持っていても職についていないという方が半数ぐらいいて、実際、現場に出ている介護福祉士というのも5万人から6万人程度という実態があります。介護職員の定着なくして介護職員の処遇改善加算っていうところの算定はあり得ないかなと思います。

国政のほうで、安倍首相のほうが介護離職ゼロということを3本の矢の1本として掲げておりますが、これ自体は、介護のために仕事をやめざるを得ない人が年間10万人いるっていうところを何とかゼロにしようというような施策であって、これをゼロにするために50万人分くらいの、特養を初めとするそういった施設だとか介護サービスだとかを充実させれば、整備をすれば何とか解消するんではないかっていうところで打ち出されてきてますが、実際のところ、介護離職ゼロっていうのを目指すんであれば、介護職員に対しての給与水準を今以上に引き上げるべきですし、介護職離職ゼロという介護職が離職ゼロという実態をつくり上げなければ、それはなし遂げられない課題かなというふうにも感じます。

実際に介護施設のほうで働いている職員なんですが、介護職員に支払われている給与、先ほども低めだということを言いましたが、労働の状態に比例して給与がそれなりにいただけてればいいんですが、なかなかそういった部分での夜勤があったりとか、精神的であったりだとか、あと腰痛だとか、そういったところにも悩まされながら、かなり過酷な状態であるにもかかわらず給与水準はかなり低いというのが実態であります。全産業の平均賃金と比較しても8万円から10万円ほど低いというような統計も出ておりますが、本当に健康不安や低収入っていうことを理由に全く介護とは無関係な分野への転職を余儀なくされているという人も、この間何人も出てきております。介護報酬自体がこの4月の改定のところでぐっと下げられてますので、本当にそういった部分で、事業所としてもやはり労働者に支払う賃金の部分はそんなには高くできないというのが現状ですし、介護職員の処遇改善加算というのを算定することで、1万2,000円程度っていうところの金額は表示されてましたが、1万2,000円っていうところの給与がふえるというような実態はほとんどなく、実際のところは年次によって上がる定期昇給だとか、ボーナスだとか、そういったところに充てられていて、大半がそういったところでしか反映をしておらず、月々1万2,000円ふえているという実態は全くございません。

当然のことなんですが、介護職員として働いている職員の中には当然正規の職員もおりますし、あと非正規で雇用されている方も多くおります。比較的若い世代が非正規雇用が多いなというところは実態としてあります。 やる気を持って介護の現場に出てきている介護職員ですが、労働と、あと収入のギャップが激しくて、働けど働けどなかなか高収入にはならないという、本当に低収入のワーキングプアーです。介護職員が定着しないのは、理由の中に1つそれがあるかなという感じがします。

この4月の改定後の事業所の経営状態ですけども、本当に基本報酬、大体軒並み3%ぐらい落ちているので、 基本報酬が下げられている上に、かなり算定要件の厳しい加算を何とか取って今までの報酬改定前の状況とほぼ 一緒ぐらいか、もしくは、そのしっかりとした加算が取れなければ、かなり減収になっているというのが実態で す。あと、特別養護老人ホームもこの4月から入所の要件としては要介護3以上ということがうたわれておりま す。要介護3以上の人、要介護5くらいになると大体寝たきりの方が多いんですが、寝たきりだからといって手 がかからないかと言えばそうでもなく、介護度が高くなればなるほど介護の手を必要とするというのが実態では あります。

あと、認知症のひどい方ですと、なかなか要介護の3以上っていうのは、なかなか取れないというのが実態です。体が動くので、動けるから大丈夫っていうような、やはり介護認定度の認定調査の中でそういったような評価がされてしまうというのが実態ではあります。重度化することで、さらにそういった部分での安全確保だとか、そういったことをするために、事業所のほうでは基準よりもやや多めの人を配置して何とかその部分で配慮をしているという現状もあります。

介護報酬、基本報酬を下げたということは、さっきからも言っているようにですが、処遇改善加算についても、つい1週間か2週間ほど前に新聞のほうでも報道があったんですが、長野県内の全事業所の中で、それが算定できている事業所は軒並みちょっと少なめということで、大半がなかなか算定できてないというのが現状。しかも、多分算定できない事業所の大半は、小規模な事業所だと思います。小規模事業所の場合は、職員のやはり体制、ある程度絞らないと運営がしていけないという現状もありますし、この今回の報酬改定のところで、かなりぐっと引き下げに遭っているのが小規模の通所介護だとか、そういったところの事業所にかなり下げ幅が大きいという現状もあります。加算を取っていくのにかなり算定要件も厳しいので、そういったところを加味していくと、なかなか加算の算定ができないという現状もあります。算定ができなければ、当然減収になってくるので、事業所運営が維持できないというのが実態です。ここまで地域のほうで築き上げてきた介護基盤が大きくこう切り崩されてしまうのかなっていうことにもなりかねないと言っても過言ではないのかなと思います。

私たちが陳情した内容的なものは以上なんですが、介護事業等の存続と維持だとか、あと職員確保という大きな課題を克服するためにも、私どもは塩尻市議会のほうからもぜひ長野県や国に対して、介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるように、また、総合事業も、塩尻市だと平成29年の4月から開始になると思いますが、そういったところも、ほとんど総合事業に関してはもう市町村に丸投げっていう部分ですので、ぜひそういったところも含めて介護保険に関しての財源だとかそういったところの確保も含め、国の国庫負担をふやすだとかそういったところも含めてですね、ぜひそういったところも含めて御賛同いただいて、ぜひ県や国のほうにそういったところで陳情をしていただければなというふうに思います。本日は、発言の機会を設けていただきましてまことにありがとうございました。

- **○委員長** ありがとうございました。それでは、委員より質問、御意見がありますか。
- **○副委員長** 事前にお配りいただきました陳情の資料を拝見しましたけれども、大変深刻な労働実態があるなっていうふうに拝見しました。そこでお尋ねしますけれども、例えば訪問介護のような場合には、これは、お一人で行かれることが多いんでしょうか。何か基準はあるんでしょうか。
- ○委員長 お答えをお願いします。
- **○陳情説明員** 訪問介護の場合は、基本的には1人で行くのが基本です。2人で行く場合もありますが、その場合には2人で行くっていうことになるので、料金と言うかね、利用料自体は倍になるので、基本1人で行くのが基本形です。
- ○委員長 ありがとうございました。ほかにはいいでしょうか。
- ○篠原敏宏委員 陳情書の中でですね、この趣旨は承知をしてるつもりです。言われている総論、各論。その中で、国の責任で人材確保に向けた取り組みを求めるというふうになってますが、つまるところ介護報酬、今、二点何パーセント、3%切り下げっていうこと自体、私はむちゃだと思っていたんですが、最終的にやっぱりそれも改善しないとね。なんで、次の改定がいつですか。今の、切り下がって、みんな各法人は法人の経営全体が苦しくなる。そうすると、いわゆる賃金、給料のほうにそれがはね返らざるを得ないっていうそういう実態だと思うんですよ。基本的なところは、やっぱり介護報酬そのものの水準をもとに戻す。最低それをやらないとって私は思ってるんですが、いかがでしょうか。
- ○委員長 答弁を求めます。お願いします。
- **○陳情説明員** 今、言われたとおり、本当に介護報酬そのものを、もとどおりというかに戻さない限りは、かなりこの現状というのは厳しいと思います。あと、やはり消費税増税という部分でも、かなりそういった部分でのいるいる材料だとかそういったものにも消費税かかってくるので、そういったところの部分での事業所の負荷っていうのも結構あるので、そうですね、報酬自体そのものをもとどおりというかね、この改定前の状況くらいに戻すっていうことのほうが一番早道というかね、なのかなというふうには感じます。
- ○委員長 ありがとうございました。
- ○篠原敏宏委員 私も今ここで陳情されている、具体的に介護職員の処遇改善と人員配置基準、そういう言葉、これはこのとおりだと思うんですが、基本的に、本当に介護保険制度の中での報酬、いわゆるこれは職員の報酬とかではなくて、いわゆる介護報酬ですね、この水準の決め方が今回はおかしかったっていうことは一言、やっぱり逆に入れてもいいんじゃないかと私は思いますね。

じゃ、質問っていうか。

- ○委員長 なし。はい、御意見ということで。ほかには。
- 〇山口恵子委員 本当に介護の問題、介護従事者の問題は本当に重要で、改善を引き続き継続的にね、改善をしていかなければいけないっていうその厳しい現状は理解をしております。それで、ちょっと質問を。松塩筑木曽老人福祉施設組合の関係について、ちょっと現状をね、質問お聞きしたいと思います。

今回、国が介護報酬マイナス改定をしたっていう背景には、やはり社会全体の中で中小企業の収支の差額、差の率が2%っていう数字が出てるんですけれども、それに比べて特に特養の収支の差率が高いっていうことが問題になりまして、内部留保をしているということも国のほうでは言われています。なので、そういった状況を松

塩筑老人福祉施設組合のほうではどんな状況なのか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

○委員長 副市長、お願いします。

**○副市長** 副管理者をしておりますんで、わかる範囲でお答えをして、あとわからない点は事務局へ振りますんで、よろしくお願いします。

全体でですね、特養を経営して10カ所経営してますけれども、この場合の介護報酬の引き下げ、五点、ちょっと6%欠けるくらいでございました。それを単純に当てはめますと、松塩筑の関係ではですね、約1億円ぐらいの減収になってくるということで、そういう心配をしておりましたが、ここの今の介護報酬と言いますか、加算ですね、加算がつきましたのでそれで埋めてですね、今年度のこの間の27年度の見込みではですね、全体で、2,000万円。

## [「1,600万円」の声あり]

○副市長 1,600万円程度の減収ということで抑えています。ただ介護報酬と言いますか、加算で出ていくお金もあるもんですから、そういう意味ではですね、今までは、正直申し上げて松塩筑はちょっと状況が違いましてですね、これは公的な施設でございますから、償却等々が制度上ございません。そういうものも含めて内部留保を今の段階で15億円ぐらいあるかな、そういうことです。ただこれは一般の民間の社会福祉法人等で経営している方々は償却がございますんでですね、そういうことと充てられるお金が一緒でございますから、そんなにこちらがお金を持っているということではありません。ただ、これからはですね、恐らくそれを取り崩しながら、毎年先ほど申し上げましたとおり数千万から、場合によっては介護報酬のこれが引き下げがどんどん続きますとですね、恐らく1億円程度の取り崩しが余儀なくされるんではなかろうかというのが、長期の見通しでございます。

ただ、松塩筑の場合は、これから今まで投資をしてきたものの償却と言いますか、償還が終わる部分がございますが、それと引きかえに施設が古いところが出てきておりますんで、それを改修をしたり建てかえをしていかなくちゃいかんということと、もうその施設が古い部分にですね、中の機器がですね、例えばトイレなんかは、男性のあれの話ですけども、こう立っておしっこをするような状況です。ところが、中へ入っている人は、立っておしっこなんかしないんですよ。そういうものをですね、やっぱりかえていかなくちゃいけないんですね。そういうその投資がこれからはますます出てくるということで、国が言ってるいわゆる家庭で介護を、地域で介護をと言われていますけども、最後のやはりよりどころである特養等の施設はですね、どうしても必要なもんですから、やっぱりこれはそれなりの措置が必要だと。これに対する意見はちょっと控えさせていただきますが、そういう意味ではそれなりの措置が必要なのかなと。

それから、人員の状況でございますが、松塩筑でもですね、正規の職員は充足をある程度してますけれども、 これは地方公務員ですから充足をしていますが、嘱託で1年の雇用をお願いしている方、介護員等につきまして はですね、圧倒的に足りません。もう募集しても来ません。そういう状況であります。

- ○委員長 課長、よろしいですか。いいです。よろしいですか。
- ○長寿課長 いいです。
- ○委員長 ほかに。
- ○金田輿一委員 今、副市長のほうから、特に国のほうでの介護報酬の処遇改善の加算の関係についても話があ

ったわけですが、新聞紙上なんかで見ても、民間の場合、いわゆる介護報酬の改定と同時に介護職員の処遇改善加算をしたと。しかしこれが、実際に加算された部分が介護職員のとこに渡っているのかどうなのかという、ここらはかなり疑問があるわけなんですが、いわゆるこの医療連合会として、ここらの捉え方はどんなふうな捉え方をされているのか。

○委員長 答弁をお願いします。

**○陳情説明員** そうですね。介護職員の処遇改善加算と言っても、かなり高いほうのパーセンテージのほうの加算をうちの法人も算定はしてますが、軒並み基本報酬が下がった分の穴埋め的に、やはりその高い報酬を取ってどうにか現状維持というか、今までの従来どおりの維持をしているっていうのが現状なので、それが全て、その加算で取ったものが全て職員の給与だとかそういったところに全部反映されているかと言えば、それは全ては反映されてないのが実態かなと思います。

○委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかには。

○金田興一委員 恐らくそうであろうと思うんですが、この問題は、例えば今言われるように国の責任において 処遇改善、あるいは人員の配置基準の改善をしながら介護職員の処遇改善を図るという形でやっても、また現場 の職員に行くには、どっかへみんな水が流れるみたいに、行かないんではないかと。だから、ここらのその処遇 改善加算というものがきちんと目的どおりにされてるのかどうなのか、ここらのチェックだとか、あるいはその 交渉なんかの過程はどうなってるのかな、わかればちょっと教えてほしいですが。

○委員長 答弁お願いします。

**○陳情説明員** そうですね。加算を、届け出を県のほうにするときに、必ず実際的にそのお金が、そういった例 えば定期昇給だとかそういうところに充てられたかどうかというのは、その金額を入れたものを年度末に必ず県 のほうに届けを出さなきゃいけないので、なので、一応名目上、その人件費の部分でそれを使いましたというふ うに多分計算書を出すのが普通かなと思います。

○委員長 ありがとうございます。ほかには。

〇山口恵子委員 済みません、介護保険制度全体についてちょっと1つお聞きしたいんですが、今回の改定で、 その加算分を利用者のほうからサービス料金の中に上乗せで多分徴収されてたと思うんですが、ちょっとその制度について、ちょっとお聞きします。

○長寿課長 今回ですね、認知症加算とか、訪問に対するリハビリ、かなり加算ができました。事業所によっては加算をしてるとこあります。今、その処遇改善が1人1カ月1万2,000円っていうものはありますけども、1つ今こういう、私たちも考えておりますのは、小さな小規模の介護保険事業者の中には、加算をつけることによって利用者の方が負担が上がるということで、その加算を控えてる事業所がございます。したがいまして、事業所は加算ができませんので、診療報酬、今回3%弱下がっておりますので、その分を経営努力の中で努力してるということを聞いておりますので、大きなところはある程度加算は可能ですけども、やはり小規模の介護系事業者、今回の診療・介護報酬の改定というのは、非常に大きな影響があるなと思っております。以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかには。

○篠原敏宏委員 この仕組みがですね、私、さっき介護報酬全体の言ったのはですね、この人員配置基準だとか

処遇改善のための加算、これは、今言われたように向こうへ出す加算を取るためには、実際に給料上げたり、つけないと加算になってこないわけですよね。ですから、それは行って来いか、プラスアルファぐらいの費用がそこに必要で、最終的には結局法人の全体の運営経費の中から介護報酬全体が下がった部分はそっちへ影響をするわけで、先ほど副市長のほうから話のありました内部留保財源が減っていくんですよ。そういうような仕組みになって、それで松塩筑の場合は、私はわかるんですが、田中さんの法人では、そちらのほうはどんな状況でしょう。

# ○委員長 答弁お願いします。

○陳情説明員 そうですね。正直なこと言って、うちの法人の場合は社会福祉法人格を取ってますけど、内部留保という内部留保はなく、当然、建物をね、建てて、ある一定の年数たつと、例えば先ほども言われてたように設備だとか機械だとかそういったものの修繕や交換が必要になってくるので、そういったところのある程度の蓄えをしとかないと、いざ壊れたときに直せないっていう状況にはなるので、本当にそういったもののある程度の貯蓄的なものはありますけど、本当に巨大な金額の内部留保というものは、うちの法人の場合は特にございません。

○篠原敏宏委員 結局、今回っていうか、介護報酬の改定で3%切り下げになり、そしてそのかわりにっていうか、介護現場では人材の確保のため、あるいは給与水準の切り上げのためって言って加算制度をやったわけですよ。ですが、これは長い目で見ると、本当介護保険施設事業者から見たら本当に大変な状況に今なってると思うんです。松塩筑の場合はね、決めがあって、その内部留保を基金の形で現金として持つ、そういうふうになってますので、それが目減りをしてくわけですよ、要は。ですが、今言われたようにね、民間の事業者は減価償却分を、引当、積立をできないとこが多いっていうふうに聞いてました。要はそういうことですよね。ですから、本当にこの3年間たつうちに経営そのものの根幹が崩れていく。ですから、厚生労働省がものすごい勘違いを私はしたと思うんです。内部留保を吐き出させる、それが内需拡大につながるとかって理屈がついてますので。ですが、現場的にはそんなもんではないことは本当承知してますんで。逆に今回の陳情と、それに対する意見書をっていうことでしたらね、やっぱり制度の根幹のとこの介護報酬の、それをやっぱり上げないと私は解決にならないっていうふうに私は思ってます。それを、今回採択なるか、どういうふうにこの意見書案を扱うかはあれとして、今、読ませていただく限り、処遇改善とその水準を上げるっていうだけでは根本的な解決にはならないんじゃないかなっていうふうに私個人は思います。いかがですか。

#### **○委員長** 答弁を求めます。

**○陳情説明員** そうですね、その陳情書を上げたのが、やはり労働組合なので、やはり働いている職員っていうところの多分視点に立っているかなと思いますが、本当に、先ほど午前中も実は朝日村の村議会のこういったような委員会のところにちょっと行かせていただいたんですが、全く同じようなことを言われました。なので、やはり制度そのものに何かメスを入れないと、もうこれ自体はもう変わってこないのかなっていうのが現状ですね。なので、はい、おっしゃるとおりだと思います。

**○副委員長** 今回の陳情に関して賛成の立場と、これは採択する立場から発言したいと思うんですが、制度上問題があるのはね、これはもうどなたが見ても明らかだと思いますけど、あまりにも介護関係の労働者のね、処遇がひどすぎる。賃金もそうですし、労働条件もそうですし、この資料の中にもセクハラっていうようなこともあ

りましたが、先ほど質問したのはですね、訪問介護で、例えばお年寄りを、寝たきりのお年寄りを車椅子に移動させるだけでもね、大変な負荷がかかって、私ども視察でロボットスーツなども視察できましたけれど、大変なやっぱり過酷な労働現場。ましてや、認知症にかかってる方とですね、1対1で接してく場合にセクハラのようなね、そういうことを受ける方も大変多いと思うので、やはり複数配置しながら豊かな条件の中できちんと介護がなされるべきだというふうに思います。安曇野の介護施設では、誤嚥による過失によってですね、訴訟が起きてるっていうふうに聞いてます。これもやはり、複数でですね、利用者2人に対して1人以上、そういう条件の中でやってれば、目が行き届いたのかもしれないけども。家族がやっていても、家族が介護をしていてもですね、こういう事件は起こるわけで。ましてや介護の方々にこういう責任や危険などをですね、さらすのは大変よくないだろうと。少なくても、今の欠陥だと思われるこの国の制度の中で、介護労働者の条件は少なくても基準に満たすようにですね、そういうことを求めるという、改善を求めるという意見書を採択することは必要だというふうに考えて、賛成いたします。

○丸山寿子委員 今、本当に介護労働者の状況を見ますと、本当に若い人たちも随分従事していて、その苦しい 状況等々、いつも耳にしたり報道もされている中でも心痛めているわけですけれども、本当に処遇改善と人員の 配置基準がですね、いい方向に行くといいなと思いますし、また、そういった声も出していかなければと思うと ころではあるんですが、この陳情項目の中の2番なんですけれども、例えば夜間の人員配置を改善することとい うような書き方はわかるといたしまして、その前段のですね、人員配置、利用者2人に対して介護職員1人以上 に引き上げるというような表記があります。気持ちは本当によくわかるんですけれども、現実としてなかなか厳 しいところがあるかなというふうに思うんですけれども、ちょっとこの辺について現状ですとかをちょっとお聞 かせいただけたらと思います。

#### **○委員長** 答弁を求めます。

○陳情説明員 そうですね、配置基準的なものは、大体、入居系の施設、入所系の施設ですと、大体3対1というのが基本でありますので。夜間のところは、本当に特別養護老人ホーム、老人保健施設の場合は、看護師が24時間というかね、夜間も含めて常駐してますが、特別養護老人ホームであったりとか、あとその他、うちであると介護型の有料老人ホームだとかそういったところには、基本的には夜間看護の配置の基準というのは全くなく、連絡が取れるっていうだけの体制であって、現実的には介護職員だけが夜間は見ているというのが現状です。日中においても人員配置基準っていうのは、結局入居している総数に対して職員を何人配置しなきゃいけないかっていう基準なので、実際上はその配置基準以上に職員を配置していても、日中の時間で職員がその現場で何人いるかって言えば、本当に数えるほどしかおりません。そうですね、大体30人に対して2人ぐらいっていうような感じの配置でやっていると、2人ないし3人ぐらいの配置で日中はやっているというのが現状です。

#### ○委員長 ありがとうございました。

○丸山寿子委員 私は、処遇改善と人員の配置基準についてですね、やはり意見っていうか、声を上げてくっていうこと、本当に環境も整えていかないと、介護の職につく人もいない現状だと施設を建てても働く人もいないっていうようなこと等を考えた中で、やはり何らかの意見を上げていくべきであるというふうに思います。ただ、この2番のようにここまでちょっと、利用者2人に対して介護職員1人以上というところまで明記してまで上げていくっていうところが、ちょっと疑問に思うというか、今の状態では思います。けれども、私としましては、

意見を上げていくということにしたいというふうに思います。

○委員長 採択という意見が出されていますが、当委員会の審査結果は、採択ということでよろしいでしょうか。 ほかに意見ありますか。異議は、どうでしょうか。いいですかね。異議なしと認めてよろしいでしょうか。 異議なしと認め、陳情平成27年12月第1号介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情に つきましては、全員一致をもちまして採択することと決しました。以上で審査終了いたしますが、いいですか。 ○丸山寿子委員 意見書の。

**○委員長** 意見書につきまして、どうでしょうか。意見書を提出という、委員から出ております。意見書の案分が提出されていますので、事務局のほうから配付してください。

それでは、事務局お願いします。

○庶務係主事 意見書の案文が出ていますので、朗読させていただきます。提出先が、内閣総理大臣、厚生労働 大臣、財務大臣ということになっています。

介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書(案)。超高齢社会を迎える中で、介護労働者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善を促進するために、介護職員処遇改善加算が強化されました。しかし、基本報酬が引き下げられ、介護サービス事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難です。人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として人材確保・離職防止対策を推進するよう求めます。介護施設の人員配置基準は、利用者3人に対して看護・介護職員1人以上となっていますが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、基準以上の職員を配置しています。法定基準を引き上げて勤務環境の改善を図ることは、離職防止を進める上でも重要な課題となっています。介護労働者の処遇改善や、安全・安心の介護を確保する職員体制の確立は、介護報酬の範囲内で対応することとされています。しかし、各種介護サービスの基本部分にかかわる介護報酬は、この間の介護報酬改定で大幅に引き下げられており、これ以上事業所の努力に委ねることは困難です。一方で、介護報酬を引き上げれば介護給付の増大や、保健料負担の増加を招き、介護保険制度の持続可能性を損なう恐れがあります。したがって、介護労働者の処遇改善や人員配置基準の引き上げは、国の責任で行うことを要望します。介護労働者の人材確保・離職防止対策及び安全・安心の介護を実現していくために、下記の事項について国に要望します。

- 1. 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
- 2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。
  - 3. 上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上です。
- **○委員長** ありがとうございました。それでは、委員より御質問、御意見ございますか。
- ○丸山寿子委員 済みません、先ほども言いました2番のところですが、具体的に利用者2人に対して介護職員 1人以上とまでちょっと書かなくても、私の意見としては。例えば人員配置基準の改善及び夜間の人員配置をというふうにつなげるなど、配置基準の改善につながるような文章にしていただけたらというふうに、私は思いま

す。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

案文に御意見がありますので、ただいまの2番、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げることを削除し、人員配置基準を改善し、夜間の人員配置を改善。ここはまた考えますが、それでは、修正した上で提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかの皆さん、異議なし出てこないが、いいですか。

- 〇丸山寿子委員 上は報酬のことですよね。2番は、人員配置ですよね。人員配置基準の改善及び夜間の人員配置。文章は、正副委員長に任せる。
- ○委員長 わかりました。そのような趣旨で、異議なしということを認めまして、意見書の条項、字句、数字、その他整理を要するもの等については正副委員長に一任願いたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○委員長** 異議なしと認め、意見書については正副委員長に一任と決しました。介護労働者の処遇改善及び人員 配置基準の改善を求める意見書については、提出することといたします。

以上で、陳情説明を終わります。陳情者、説明者の方はありがとうございました。

- **○陳情説明員** ありがとうございました。
- **〇委員長** 以上をもちまして、当委員会に付託されました案件につきまして審査を終了いたします。

#### 閉会中の継続審査の申し出

○福祉事業部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いをいたします。議会閉会中につきましても、福祉、健康づくり、教育、生涯学習行政及び市民交流センターに関する事項につきまして、継続して審査くださるようお願いいたします。

○委員長 ただいま福祉事業部長から審査継続の申し出ありましたが、これにつきまして御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○委員長 それでは、異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては委員長に御一任をお願いしたいが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、最後に理事者側から御挨拶があればお願いします。

## 理事者挨拶

**○副市長** 大変熱心に御協議をいただきました。提案をいたしました全ての案件につきまして承認すべきものという結論を賜りました。協議の中でいただきました御意見につきましては、これからの行政に十分に生かしてまいりたいと思っております。どうも大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、平成27年度12月定例会福祉教育委員会を閉会とい

平成27年12月16日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長

印